

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

社会福祉施設及びその他の関係機関との連携を充実させ、情報の共有や社会的ニーズの把握・分析を通して、地域や学校の教育方針をいかした特色ある教育課程の編成や効果的な教育方法の改善・工夫を行い、実践的かつ専門的な職業教育の基盤づくりに努める。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

学校長のもとに位置する常設委員会の一つとして組織され、教育課程編成委員会でのアドバイスや意見などを受けて、教育課程編成の最終決定審議機関である校務会によって現状確認と今後の対策について検討して具現化していることにより教育の充実を図る。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和〇年〇月〇日現在

名前	所属	任期	種別
福島 義典	特別養護老人ホーム みどりの丘	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	①
柴野 邦子	札幌光星はとポッポ保育園 前園長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
瀬戸 雅嗣	特別養護老人ホーム 厚別栄和荘	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
高島 裕美	名寄市立大学	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	②
角谷 毅	札幌わかかさ幼稚園	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
野村 昌昭	せいとく介護こども福祉専門学校 学校長		—
小野 千晴	せいとく介護こども福祉専門学校 教諭		—
藤田 留美	せいとく介護こども福祉専門学校 教諭		—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

委員会は、原則として年2回以上開催。開催時期は、1回目6月、2回目1月を目安とする。

(開催日時(実績))

第1回 令和5年8月30日 13:00～14:30

第2回 令和6年2月8日 13:00～14:30

0

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

国家試験受験対策について、学生の状況にあった方法での取り組みを考えなくてはいけないことを再度確認した。今年は、国家試験を目指すコースと卒業を目指すコースに分けて国試対策を実施した。卒業後、希望をすれば、「せいとく絶対合格保証制度」を設けているので、国家試験合格までサポートをしていきたい。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

社会施設現場において、学生が介護を実践的に学ぶために、挨拶など人と接するための基本や、チームワークにおける報告・連絡・相談などの心構えを十分に備え、さらに学習目標を明確に設定したうえで、有意義な実践を行えるよう事前学習を徹底する。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

「介護実習の手引き」により、目標とする介護技術と介護知識を明記。実習施設と、事前打合せ、原則週に1回のカンファレンス時の打合せ等を通して総合的に実習評価をしている。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
介護実習Ⅰ	介護施設における見学や体験を通して、要介護者・介護技術・施設機能を理解し、個別ケアにおいて根拠を踏まえた介護実践をするための基礎を学ぶ。	慈啓会特別養護老人ホーム、西円
介護実習Ⅱ	入所型介護施設における長期の実習を行い、利用者の様々なニーズに対して、機能のある介護実践や個別ケアを学ぶとともに、さまざまな職種との協力のあり方や統一さ	慈啓会特別養護老人ホーム、大友

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

- ・授業力と実践的生活指導力の向上を図るため、資質向上及び専門性を高める研修を実施する。
- ・社会的ニーズを背景に、本校研修規程に基づき、施設等から講師を招いての実務に関する研修や勤務経験年数に応じた職能団体等への研修への参加を実施する。また、職能団体等への研修を参加した場合は、学内で学科の専任教員・非常勤講師に対して研修内容の伝達を行い、授業に関連した領域でグルーピングした教員・非常勤講師間での知識等の共有と

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	全国教員研修会	連携企業等:	日本介護福祉士養成施設協会
期間:	令和4年11月17日	対象:	介護福祉科教員
内容	進化・深化する介護、ケアの力 ～養成教育の持続的発展をめざして～		

研修名:	北海道ブロック教員研修会	連携企業等:	日本介護福祉士養成施設協会
期間:	令和5年2月20日	対象:	介護福祉科教員
内容	介護養成校の存在意義		

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	北海道ブロック会ミニ研修会	連携企業等:	日本介護福祉士養成施設協会
期間:	令和5年6月7日	対象:	介護福祉科教員
内容	留学生への授業の教え方		

研修名:	北海道ブロック教員研修会	連携企業等:	日本介護福祉士養成施設協会
期間:	令和5年8月1日	対象:	介護福祉科教員
内容	現在の介護業界の動向、今後の介護養成施設としての考え方を学ぶ		

研修名:	全国教員研修会	連携企業等:	日本介護福祉士養成施設協会
期間:	令和5年10月27日	対象:	介護福祉科教員
内容	介護福祉士養成施設の存在意義の再検討 ～介護福祉士の未来像を問う～		

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	教員研修	連携企業等:	本校
期間:	令和5年11月	対象:	全専任職員
内容	授業展開や教授方法等、幅広く教育に関する字ひの機会を作る。専任教員のニーズについて調査をし、授業や学生指導に生かせるような研修を企画している。		

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

本校の教育活動・学校運営等について自己点検・自己評価に基づいて学校関係者評価を実施して、教育活動のさらなる向上と学校運営の改善を進めていくものとする。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	(1) 教育理念・目標
(2) 学校運営	(2) 学校運営
(3) 教育活動	(3) 教育活動
(4) 学修成果	(4) 学修成果
(5) 学生支援	(5) 学生支援
(6) 教育環境	(6) 教育環境
(7) 学生の受入れ募集	(7) 学生の受入れ募集
(8) 財務	(8) 財務
(9) 法令等の遵守	(9) 法令等の遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	(10) 社会貢献・地域貢献
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価結果からわかる改善点を話し合い、より良い教育活動が出来るよう活用している

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所属	任期	種別
青木 孝志	生活介護事業所 ゆめくる 管理者	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業等委員
岸本 隆美	社会福祉法人 ほくろう福祉協会 事業推進部長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	卒業生
柴野 邦子	光星はとポッポ保育園 前園長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業等委員
瀬戸 雅嗣	特別養護老人ホーム 厚別栄和荘 施設長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <https://www.seitoku-g.ac.jp/>
公表時期: 45230

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に沿って、ホームページを中心とした情報公開を行うものとする。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校概要
(2) 各学科等の教育	カリキュラム、在学状況、就職状況
(3) 教職員	教員数、教員研修
(4) キャリア教育・実践的職業教育	就職指導
(5) 様々な教育活動・教育環境	キャンパスライフ・課外活動・年間行事・施設設備
(6) 学生の生活支援	教育相談・居住先訪問
(7) 学生納付金・修学支援	学費サポート制度・奨学金制度
(8) 学校の財務	資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表
(9) 学校評価	学校関係者評価
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他()

URL: <https://www.seitoku-g.ac.jp/>

公表時期: 45230

授業科目等の概要

#REF!	分類		授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所			教員	企業等との連携
	必修	選択必修						自由選択	講義	演習	実験・実習・実	校内	校外		
1	○		人間の尊厳と自立	人間の尊厳とは何かを十分理解し人との関係に必要な倫理観を醸成し介護実践にそれを活かしていく力を養う。	1後	30	2	○			○			○	
2	○		コミュニケーション概論 I (人間関係とコミュニケーション)	1 介護者に求められるコミュニケーションの基礎的な能力を養う。 2 他者を理解するために、自分の価値観と多様な価値観について理解を深める。 3 コミュニケーションの知識や技術がなぜ介護の現場で求められるかを理解し、多様なコミュニケーションの実際を学ぶ。 コミュニケーションの知識や技術がなぜ介護の現場で求められるかを理解し、多様なコミュニケーションの実際を学ぶ。	1前	30	1	○			○				○
3	○		コミュニケーション概論 II (人間関係とコミュニケーション)	1 介護者に求められるコミュニケーションの基礎的な能力を養う。 2 他者を理解するために、自分の価値観と多様な価値観について理解を深める。 3 コミュニケーションの知識や技術がなぜ介護の現場で求められるかを理解し、多様なコミュニケーションの実際を学ぶ。 コミュニケーションの知識や技術がなぜ介護の現場で求められるかを理解し、多様なコミュニケーションの実際を学ぶ。	2前	30	1	○					○		
4	○		社会の理解 (家族福祉論)	1 現代日本の実状を、自分の家庭をモデルに理解する。 2 家族の役割と意義について、例題を通して理解する。 3 自分がこれから築いていく家庭と家族について考える。	2後	15	1	○			○				○
5	○		社会の理解 (地域福祉論)	地域福祉とは何かという基礎概念を理解し、関係する各種理念・概念・理論について理解する。また、地域福祉という概念の発展過程について、国内外の歴史と共に理解を深める。その上で、地域福祉に關係する法制度、技術、ヒト、モノなどが、具体的なサービス提供過程において、どのような形で関与しているかについて理解する。	2前	15	1	○			○				○
6	○		社会の理解 (社会学論)	デモス下の流れにそって、はしめに個人の人生・生活に着目し、それから個人を取り巻くネットワーク、組織といったテーマに徐々に考察の射程を広げてゆく。それぞれのテーマについて、その定義や構造、成立における歴史的背景をおさえるとともに、学生のみなさんにとっても身近であろう歴史的な問題について、社会的な視点で考察してゆく。	1後	15	1	○			○				○
7	○		社会の理解 (社会保障論)	各領域の社会保障制度の取り組みについて取り上げ、どのように行われているか学ぶ。また社会保障に関する報道等にも関心を向け、国民の意識についても考える。	2後	15	1	○			○			○	
8	○		社会の理解 (高齢者福祉論)	「社会の高齢化」「個人の高齢化」について、理解を深める。一般に望ましくないものとして語られることが多い『高齢化』という現象を一面的にとらえるのではなく、メリット・デメリットを併せて考えることができるようにする。また、各種法制度についても制度の概要のみならず成立背景などを知り、多面的に考察するための基礎を身につける。	1前	15	1	○			○				○
9	○		社会の理解 (介護保険法)	介護保険という制度が創設されるに至った当時の社会背景と、介護保険制度に求められた目的について、隣接諸領域の社会状況と併せて理解する。介護保険では、どのような者が対象となり、どのような方法によって、どのような手続きを踏む事で、どのような財政構造に基づき制度が展開されるのか、総合的な理解を図る。また、具体的なサービス提供過程においては、どのような組織や専門職が関わっているかについて学ぶ。	1前	15	1	○			○				○
10	○		社会の理解 (障害者の自立を支える制度)	障害者総合支援法の内容のほとんどが、現行の「障害者自立法」である。さまざまな課題や問題が指摘されていた障害者自立支援法ですが、「自立」を支える制度としては必要な制度である。授業を通して、制度の問題点から浮かびあがった障害者の地域生活と自立について、考えることができるようになる。	2前	15	1	○						○	
11	○		社会の理解 (介護実践に関する諸制度)	障害者の権利を保障するための制度の種類や内容を学び、介護実践の場面で権利を保護するための制度はどのように活用されているかを理解できるようになること。また、介護職に求められる権利保護の視点について学ぶ。	2前	15	1	○						○	
12	○		法学	1 法の成立過程を民主的手続きについての知識を踏まえながら学ぶ。2 憲法の基本理念について、具体的事例を通して学ぶ。3 民法規定の概要を知り、法律を元に具体的な判断がどのように行われるのかを学ぶ。4 労働関係の方規定を知り、働くにあたってのルールや労働者の権利を学ぶ。5 福祉現場における人権擁護について学ぶ。	1前	15	2	○			○				○
13	○		経済学	経済について知り考えるために必要な考え方やツールを学ぶ。また、経済学的な考え方を習得してもらうために、その他の話題にも触れる。経済学の考え方は単純だがとても多くの問題を考えることができる。お金にまつわるだけでなく、人間や企業、政府の行動、そしてそれらの相互作用について考えることができる。それを新聞やニュース等の最近の話題について考え理解し、適切な行動を選べるように学習する。	1前	15	2	○			○				○
14	○		介護の基本 (介護概論 I)	介護の歴史や諸外国との比較、介護を必要とする人の生活を学び、生活や自立とは何か改めて考え直し、介護福祉士の役割や倫理について学ぶ。	1前	60	4	○						○	

33	○		生活支援技術 (障害者ケア)	講義・演習・当事者から直接話を聞く機会を交えながら、身体面のみではなくその背景にあることを含めて支援について考えていく 肢体不自由の原因疾病を理解したうえで、肢体不自由のある人の生活を事例から学ぶ。当事者のみではなく、家族を含めた周囲の環境に配慮する視点も習得する機会とする。当事者の持つ力を引き出す関わりを	1 後	15	1		○		○	○						
34	○		生活支援技術 (終末期ケア)	死について変化や現状を理解するとともに、自分の中の死生観について触れる時間をもつ。高齢者の看取りの場として在宅と介護施設での考え方について事例をもとに理解する。がん末期のホスピスケアの実際と現状について学習する。	2 後	15	1		○		○	○						
35	○		生活支援技術 (リハビリテーションⅡ)	1 障害別(認知症・パーキンソン病・骨折・ロコモ症候群)に、その疾患と障害とリハビリテーションを学習する。 2 転倒の機序を学習し、転倒予防へのリハビリテーション的視点を学習する。	2 前	15	1		○		○	○						
36	○		生活支援技術 総合Ⅰ	1. 根拠に基づく介護を自ら調べ、考える力をつける。 2. 利用者の状態を体験し、気づきのある介護ができる。 3. 介護の技術だけでなく、対象者を主とした実践力。応用力を養う。	1 後	15	1		○		○	○						
37	○		生活支援技術 総合Ⅱ	事例を基にした介護技術の展開を行う中で、あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の知識・技術を振り返り、利用者・家族の立場に立った介護実践の根拠を検討する。	2 後	15	1		○		○	○						
38	○		介護過程Ⅰ	・利用者の状態を正しく理解するための観察方法、アセスメントのポイントを学ぶ。 ・QOLとは何かを学ぶ。 ・介護行為の根拠がどのような視点の上に実践されているのか学ぶ。	1 通	75	5	○			○	○						
39	○		介護過程Ⅱ	1 年次より学んできた社会の理解とこころからのしくみと介護を総合的に実践する力を身に付けられるようになる。実習で生活とは何かを学ばせていただき、情報収集、判断解釈、課題の明確化、介護計画の立案、実施、評価という一連の過程の根拠を学ぶ。誰が読んでもわかりやすく、目的を共有し行動できる介護計画が作成できるようになる。	2 通	75	5	○			○	○						
40	○		介護総合演習Ⅰ	1. 施設実習に必要な知識を学習することによって目指すものが理解できる。 2. 実習を振り返り、自己覚知をすることで自分の特性を理解し、知識や技術・人間性などの課題が明確になる。	1 通	75	5		○		○	○						
41	○		介護総合演習Ⅱ	実習効果をおげるためのオリエンテーション・目標作成・記録指導を行うために、事前、事中、事後の指導・報告会などによって必要な知識や技術、介護過程の展開など個々の学習到達状況に応じた総合的な学習とする。	2 前	45	3		○		○	○						
42	○		介護実習Ⅰ	1 利用者との人間的なふれあいを通じて、利用者の身体状況や生活状況について知る。 2 学生自身の生活観・価値観で物事がみられるようになり、QOLの意味に気づく。 3 学んだ知識技術に基づき介護を体験する中で技術を習得する。 4 介護福祉士の役割・求められていることを知る。 5 さまざまな福祉施設の役割や機能、そこで働く専門職の役割を知る。	1 後	225	10			○		○	○	○				
43	○		介護実習Ⅱ	1 学校で学んだ知識や技術に基づいて利用者との人間的な関わりを深め、利用者が求めている介護の需要に関する理解力、判断力を養う。 2 実習指導者の指導を受けながら介護の計画の立て方や記録の仕方について学び、チームの一員として介護を遂行する能力を養う。 3 施設の役割や機能、その運営やサービス全般における介護の職務の理解を深める。	2 前	225	10			○		○	○	○				
44	○		こころの理解	人のこころの基本的なしくみとして、「感覚・知覚・認知のしくみ」「人間の行動を引き起こすこころのしくみ(動機付け・感情・ストレス)」「社会的人間としてのこころのしくみ(こころの発達)」の3つの領域について理解を深める。	1 前	30	2		○			○	○					
45	○		からだの理解	テキストや資料、スライドなどを使用し、医療の基本的な専門用語や名称を解説しながら人体のしくみや働きを学ぶ。また、要介護者に起こりやすい疾患や症状も関連付けて理解できるようになる。	1 前	30	2		○			○	○					
46	○		こころとからだのしくみⅠ	1 人体の構造と生理機能を理解し、介護の根拠となる基礎知識を習得する。 2 バイタルサインとしての生命兆候の意味を理解し、正確な測定方法を習得する。 3 活動に関する身体機能を理解し、活動低下による心身の機能変化とケア方法を学習する。(到達目標として)からだのこころのメカニズムを知り、介護の根拠を考え、適切な行動がとれる介護福祉士を目指す。	1 前	30	2		○			○	○					
47	○		こころとからだのしくみⅡ	介護の基礎となる根拠を学ぶ教科である。からだのメカニズムから、自分の健康のための生活のあり方を考え、介護を必要とする人がより健康的に安全に、生活を継続するための知識を習得する。	2 前	30	2		○			○	○					
48	○		発達と老化の理解(人間発達学)	人間は障害にわたって発達し続ける存在であること。介護福祉士として接する利用者は一人一人が人間として豊かに発達していくことが可能であること。介護福祉士として尊厳ある生活を支援していく立場として生理的発達と心理的発達の環境が及ぼす影響等を理解し、老年期の高齢者との関わり方、保健医療職等チームとしての関わり方、連携のとり方を学習する。	1 前	30	2		○			○	○					
49	○		発達と老化の理解(老齢健康Ⅰ)	1 死生の観点から老化を理解する。 2 老化に伴う心身の特徴と、高齢者に多くみられる疾患に関する基礎知識を学習する。 3 高齢者の生活上の留意点について学習し、援助の基本的考え方について学習する。	1 後	15	1		○				○	○				

50	○	発達と老化の理解(高齢健康論Ⅱ)	老年期に多い症状や疾患について学習し、日常生活への影響および留意点について考えていく。また、高齢者の介護・援助を行うための基本的な知識を習得する。	2 前	15	1	○		○		○								
51	○	認知症の理解Ⅰ	認知症ケアの現状を理解し、目指すケアの方向性を明確にすることができるよう基本的な事項について学ぶ。基本的な事項として、認知症の症状・診断・治療・予防などの医学的基礎知識、認知機能が障害された人の心理や生活の理解、BPSDの理解とかかわり方、本人に残された生活機能のアセスメントと対象の合わせたケア、本人に安心と満足をもってもらい信頼を構築するためのコミュニケーションなどについて学び認知症の人が自分らしく生きるための支援を考える。	1 前	30	2	○		○		○								
52	○	認知症の理解Ⅱ	高齢化が進み、医療・福祉の現場(病院や施設)は勿論のこと地域で生活している高齢者を含め、認知症の人が多く見られる現在、ケアに関わるものとして、認知症の正しい理解が不可欠である。認知症について広く学ぶことによって、実習の原動力で安心・安全のもと関わる体験ができるよう、また、専門職としての知識が豊かになり自前の就職に自信が持てる。	2 前	30	2	○		○		○								
53	○	障害者の理解(障害者福祉総論)	1 介護福祉士に求められ障害者福祉の理念について理解する。 2 障害者福祉の歴史と制度について学ぶ。 3 障害者の生活とその生活を支える制度について、権利擁護や自立についても学習する。	1 前	15	1	○		○		○								
54	○	障害者の理解(障害者福祉各論Ⅰ)	心身の様々な障害が、生活にどのように支障をきたしているかを理解し、その人らしく生活していくために必要な支援について学ぶ。家族・専門職・地域のネットワークにつなげ積極的に社会資源を活用し、可能な限り自立し、生きがいをもてる生活が送れるようにするため、介護福祉士が果たす	1 後	15	1	○		○		○								
55	○	障害者の理解(障害者福祉各論Ⅱ)	1 障害のある人の心理や身体の機能に関する基礎的な知識を習得する。 2 障害をもちながらも自立した生活を継続するための介護の視点を理解する。 3 障害によって必要な医学的なケアの理解と介護福祉士として支援のあり方や多職種との連携の必要性を理解する。 4 介護している家族も含めた支援の重要性を理解する。また、地域における社会資源の活用方法を理解する。	2 前	30	2	○		○		○								
56	○	医療的ケアⅠ	介護福祉士が医療的ケアを行う意義と目的を理解し、安全に実施するための基本的知識です。医療倫理、医療行為に関する法律、医療と介護の連携の重要性について理解し、医療的ケア実施にともなうリスクマネジメント、感染予防に関する正しい知識を身につける。	1 後	20	1	○		○		○								
57	○	医療的ケアⅡ	介護福祉士が医療的ケアを行う意義と目的を理解し、安全に実施するための必要な知識・技術を学ぶ。実施にあたっては、医療的ケアの必要な人の心身の状態を理解し、観察力と報告、医療職との連携についても学ぶ。	2 後	60	3	○		○		○								
58	○	医療的ケア演習	介護福祉士が医療的ケアを実施するための必要な知識を学び、シミュレーターを利用し一人で確実に行えるよう技術の習得を目的とする。また、演習を繰り返し行い、緊急時の対応が具体的に実施できるようになることを目指す。	2 後	60	3	○		○		○								
59																			
60																			
合計					58	科目	117	(1940)	単位	(単位時間)									

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件	教育課程の定めるところにより、各学年ごとに修了すべき科目について	1	学年の学期区分 前・後 期
履修方法	医学(講義)、演習等	1	学期の授業期間 20 週

(留意事項)

1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。

2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。